

令和3年度 和歌山県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

他の都道府県から和歌山県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書の提出先並びに狩猟者登録手数料等の納付先

〒640-8281

和歌山市湊通丁南4丁目18 和歌山県林業会館内

一般社団法人 和歌山県猟友会

(電話：073-436-0676 FAX：073-436-0676)

○ 現金書留の場合

申請書の提出先と同じ

○ 銀行振込みの場合

紀陽銀行湊支店 一般社団法人和歌山県猟友会

普通預金口座 621526

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書 1部

(2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は都道府県猟友会長が原本と相違ないことを認めた狩猟免状の写し（当該登録年度に発行したものに限り） 1部

(3) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書又は損害保険会社の3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書 1部

(4) 写真 2枚

ア 最近6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

イ 狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用の旨を記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること

(5) 狩猟税の軽減措置を受ける場合に必要な提出書類等※次の3に掲げる対象者に該当する者に限り

3 狩猟税の軽減措置を受ける場合に必要な提出書類等

狩猟税の軽減措置の適用に際し、次の表の左欄に記載の登録する方の状況に応じて、同表の右欄に記載の書類を狩猟者登録申請書に添付して提出してください。

(課税免除)

登録する方の状況	添付書類
① 対象鳥獣捕獲員	・和歌山県内の市町村が発行する、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類
② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 狩猟者登録の申請前1年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として和歌山県内で従事実績がある場合	・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書 ・申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類（委託契約書の写し等） ・上記事業に従事した際の従事者証の写し

(税率2分の1)

登録する方の状況	添付書類
③ 狩猟者登録の申請前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲をした者（注）	ア 許可証の報告欄に捕獲等の記載がある場合 ・許可証と報告欄の写し イ 許可証の報告欄に捕獲等の記載がない場合 ・許可証の写し ・捕獲等内容届出書 ウ 許可証を返納等している場合 ・有害鳥獣捕獲許可に係る従事証明書 ・捕獲等内容届出書
④ 狩猟者登録の申請前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲に従事した者（注）	ア 従事者証を所持している場合 ・従事者証の写し ・捕獲等内容届出書 イ 従事者証を返納等している場合 ・有害鳥獣捕獲許可に係る従事証明書 ・捕獲等内容届出書

(注) 管理以外の目的で許可を受けて捕獲を行った場合は軽減の対象とはならない。

4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び送料

(1) 狩猟税 … 上記3①②の対象者は課税免除

	通常の税率	税率 1/2
① 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の②以外のもの	16,500円	8,200円
② 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族(地方税法第23条第1項第7号、同項第8号)に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	11,000円	5,500円
③ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の④以外のもの	8,200円	4,100円
④ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族(地方税法第23条第1項第7号、同項第8号)に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	5,500円	2,700円
⑤ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円	2,700円

(2) 狩猟者登録手数料 1,800円

(3) 郵送料（返送料）

狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等の送付は、料金着払いとしますので、お手元に届いた際にお支払ください。

ただし、個人の場合はレターパックでの発送も可能です。レターパックを希望する場合は、狩猟税と共に520円の納入が必要となります。

5 申請書の受付期間

申請書の受付は、令和3年9月16日（木）から開始します。

ただし、10月8日（金）までに申請書が到着しないときは、初猟日まで登録証の交付ができないことがありますのでご了承ください。

6 その他

(1) 申請手続きは、できるだけ個人扱いを避け、猟友会等で取りまとめのうえ別記様式により一括申請してください。

(2) 狩猟者登録証の当日発行は行いません。

(3) 申請書に不備（記入漏れ、証明印漏れ等）があるものは、登録証の交付ができない場合がありますので、十分留意して提出してください。

(4) 申請人は、連絡先の電話番号を必ず記入してください。

別記第 25 号様式（第 10 条第 1 項関係）

（表面）

※整理番号				※登録番号	
				※狩猟免許	
				※損害の賠償	
				※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
				※施行規則第 65 条第 7 号、第 8 号 又は第 9 号の該当者か否かの別	
				※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

狩猟者登録申請書					写 真
和歌山県知事 様					
年 月 日					

住 所	(〒)		電話番号 ()		和歌山県証紙 貼 付 欄	
ふりがな						
氏 名						
生年月日	年 月 日生	性別	男・女			
<p>下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 56 条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付すこと。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付すこと。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付すこと。第 2 種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入すること。</p> <p>なお、第 1 種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第 2 種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第 2 種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付すこと。）。</p>						

□網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
□わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
□第 1 種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
□第 2 種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 □第 1 種銃猟免許 □第 2 種銃猟免許				
		都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1. 県の区域全部		2. 放鳥獣猟区の区域			
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者であるか否かの別 (該当の□にレ印を付すこと。)					
<input type="checkbox"/> 第 7 号 (許可捕獲等をした者) に該当 <input type="checkbox"/> 第 9 号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当 <input type="checkbox"/> 第 8 号 (許可捕獲等に従事した者) に該当 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない					
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村の名称を記載すること。)					
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()			
(5) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許の場合)					
第 1 種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	猟銃・空気銃所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
第 2 種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(8) 職業	具体的職業名：				
1. 専門的・技術的職業従事者 2. 管理的職業従事者 3. 事務従事者					
4. 販売従事者 5. 農林業従事者 6. 漁業従事者 7. 採鉱・採石作業者					
8. 運輸・通信従事者 9. 技能工・生産工程作業者 10. 単純労働者					
11. 保安職業従事者 12. サービス職業従事者 13. 分類不能の職業 14. 無職					
(9) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、申請者が個人情報を国が提供するシステムで管理することに同意いただくことが必要です。					
個人情報の提供 (国が提供する情報システムでの管理) の同意		1 同意する 2 同意しない			
記載上の注意事項 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 3 (2) は、該当番号を○で囲むこと。 4 (8) は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。 5 (9) は、個人情報の取扱いに関する同意の有無の番号を○で囲むこと。 6 ※印欄は、記載しないこと。					

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。